

山口県最低賃金

を24円上げます。

平成29年10月1日から

1時間 777円

使用者はこの金額より低い賃金で、労働者(学生アルバイト等を含む)を使用することはできません。

なお、山口県最低賃金のほか、これより水準の高い下記の特定(産業別)最低賃金を定めています。

特定(産業別)最低賃金(平成28年12月15日発効、平成29年12月改正予定)

- | | | |
|---|--|---------|
| 1 | 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金 | 1時間890円 |
| 2 | 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 | 1時間815円 |
| 3 | 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金 | 1時間858円 |
| 4 | 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金 | 1時間779円 |

なお、詳しいことは山口労働局賃金室(083-995-0372)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

厚生労働省山口労働局・労働基準監督署